

最高検検第1378号

平成10年9月16日

高等検察庁次席検事 殿

最高検察庁総務部長 頃 安 健 司

④無期事件関係事務の処理について（事務連絡）

標記については、平成10年6月18日付け最高検検第887号次長検事依命通達「特に犯情悪質等の無期懲役刑確定者に対する刑の執行指揮及びそれらの者の仮出獄に対する検察官の意見をより適正にする方策について」（以下、「通達」という。）に基づき運用されているところであるが、事務処理上留意すべき事項につき、下記のとおり、連絡する。

おって、地方検察庁の事務処理に関する事項については、貴庁において、管内地方検察庁に、通知されたい。

記

1 通達施行前に執行指揮済みの無期懲役刑受刑者に対する④無期事件受刑者の選定について

通達によると、通達施行前に執行指揮済みの無期懲役刑受刑者に関する求意見を受けた地方検察庁は、当該受刑者を④無期事件受刑者として選定しない限り、当庁に対する報告は要しないとしている。これは、死刑・無期懲役刑に関する上級庁との求刑協議の経験等を通じ、各地方検察庁の判断に委ねても大きなばらつきは生じないと期待されることから、地方検察庁の負担を軽減するために

採った措置である。ただ、実際の運用の中で、各地方検察庁間の判断にあまりに大きなばらつきが生じることは、通達の核心である全国統一的な運用上問題である。そこで、各高等検察庁においては、各種会議及び事務監査等の機会を利用するなどして管内地方検察庁をこの面からも指導し、通達が適正かつ全国統一的に運用されるよう配意願いたい。

2 無期懲役刑に処せられた来日外国人に対する通達の適用について

無期懲役刑に処せられた来日外国人に対しても、通達が適用されることは、言うを待たない。

そこで、④無期事件被告人として選定された来日外国人に対しては、通達に則った手続により刑の執行指揮を行い、その後、当該受刑者の仮出獄について求意見を受けたときは、

意見書の作成に当たることとされたい。

3 ④無期事件関係事務の処理に関する事務手続について

(1) 無期懲役刑判決書写しの当庁に対する送付について

無期懲役刑の判決が言い渡されたときは、当庁に対し、判決書写し及び求刑検討資料等を速やかに送付することとされているが、判決言渡し後、裁判所が判決書の作成に時間を要し、検察庁に対する送付が遅延する等の事例が散見されることから、今後、このような場合には、取りあえず、送付書等に判決要旨を明記した上で求刑検討資料等を速やかに送付し、後日、判決書写しを追送する取扱いを実施されたい。

(2) ④無期事件に関する当庁への協議・報告を行う際の添付書類について

④無期事件に関する協議・報告を当庁に対して行うに際し、本来、添付が必要な書類であっても、それに先立って行われた刑事関係報告規程に基づく報告等により既に当庁に送付済みのものについては、その旨を付記し、添付

を省略して差し支えない。

(3) ④無期事件被告人選定に関する協議を行わないときの当庁に対する通知について

無期懲役刑の判決書写し等を当庁に送付した後、当該被告人に関し、④無期事件被告人選定に関する協議を行わないと決定したときは、速やかに、その旨を当庁に通知願いたい。

(4) ④無期事件に関する当庁への協議・報告文書に高等検察庁担当検察官の押印を受けることについて

地方検察庁が行う④無期事件被告人等に関する当庁への協議又は報告が高等検察庁を経由したときは、当該事件の協議等に関与した高等検察庁の担当検察官を明らかにするため、協議書等の欄外を利用するなどして、担当検察官の押印を受けられたい。

(5) 通達施行時に上訴審に係属している事件の被告人に対する④無期事件被告人選定手続について

通達施行時、既に上訴審に係属している事件の被告人については、経過措置として、上訴審判決時に、上訴審対応検察庁において、④無期事件被告人選定手続を執られたい。

(6) 求意見に対して回答した④無期事件受刑者の地方更生保護委員会における審理結果について

地方検察庁が、④無期事件受刑者（通達施行前に執行指揮されている無期懲役刑受刑者を含む。）に関する求意見に対して回答したときは、地方更生保護委員会に対し、当該受刑者の審理結果を適宜照会し、その結果を高等検察庁及び当庁に通知する取扱いを実施されたい。

(7) 「④無期事件被告人選定の有無」を、上訴事件票に記載することについて
無期懲役刑が言い渡された事件が上訴審に係属したときは、当該被告人の上訴事件票備考欄に、「④無期事件被告人選定の有無」を記載する取扱いを実施されたい。

4 ④無期事件被告人等選定結果の通知に関する当庁の事務処理について

通達では、当庁が自ら④無期事件被告人の選定手続を行った場合（通達2.

(3). イ関係) には、当該被告人が⑩無期事件被告人として選定された場合のみ決定書(様式3)を作成し、その写しを第一審の裁判をした裁判所に対応する地方検察庁に送付する取扱いとされているが、当庁事務処理要領では、⑩無期事件被告人選定の有無をより確実に原庁に通知するため、当該被告人が⑩無期事件被告人として選定された場合は、決定書原本を送付し、また、選定されなかった場合にも、その旨を通知する取扱いとした。

なお、当庁が、⑩無期事件被告人及び受刑者の選定協議に対する回答書又は上記決定書を送付する場合には、不提出記録への編てつ方を喚起するため「当該事件の不提出記録に編てつされたい。」旨を付記した回答書又は決定書の写しを併せて送付する取扱いとした。

以上